

議案第86号

飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第6条第1項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第9条第1項中「第178条」を「第180条」に改める。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第16条第2項及び第19条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型

通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第61条第3項中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改める。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第87条中「、第39条」を「から第40条（第5項を除く。）まで」に、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年11月25日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 <u>法第8条の2第12項</u>に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設(法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 <u>法第8条の2第14項</u>に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設(法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業</p>

を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

2～7 省略

(従業員の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定する共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介

を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

2～7 省略

(従業員の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定する共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介

護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第66条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。次項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第112条、第132条若しくは第153条に規定する基準を満たすために必要な数以上とする。

2 省略

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を

護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第66条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。次項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第112条、第132条若しくは第153条に規定する基準を満たすために必要な数以上とする。

2 省略

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を

受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号

受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号

に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第16条 省略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいい、これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する日の30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成を指定介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を

に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第16条 省略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいい、これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する日の30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成を指定介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を

受けることができる旨を説明すること、
介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通

所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たって

受けることができる旨を説明すること、
介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(地域との連携等)

第40条

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たって

は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護

事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 省略

2. 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

第45条 省略

2～5 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護

は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 省略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 省略

(従業者の員数等)

第45条 省略

2～5 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護

従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

省略		
省略	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	省略

7～13 省略
(協力医療機関等)

第61条 省略

2 省略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設(法第8条第27

従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

省略		
省略	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	省略

7～13 省略
(協力医療機関等)

第61条 省略

2 省略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設(法第8条第26

項に規定する介護老人福祉施設をいう。第84条第3項において同じ。)、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第63条 削除

項に規定する介護老人福祉施設をいう。第84条第3項において同じ。)、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(地域との連携等)

第63条 指定介護予防小規模多機能型

居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たって

は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第65条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)~(7) 省略

(8) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。) 及び第39

(記録の整備)

第65条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)~(7) 省略

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。) から第40

条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第86条 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助

条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第86条 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助

言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)から第40条(第5項を除く。)まで、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(抜粋)

○厚生労働省令第五十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(法第八条第七項の厚生労働省令で定める利用定員)

第十条の二 法第八条第七項の厚生労働省令で定める数は、十九人とする。

第十七条の二の四の次に次の一条を加える。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の二の五 法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

第十七条の三(見出しを含む)中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改める。

第十七条の四(見出しを含む)及び第十七条の五(見出しを含む)中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定(見出しを含む)中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十七条の九から第十七条の十一までの規定(見出しを含む)中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第十七条の十二(見出しを含む)中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十八条(見出しを含む)中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第十九条(見出しを含む)中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第二十条(見出しを含む)中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第二十三条第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「別表第一において「番号利用法」という。」を加える。

第三章第一節中第三十四条の前に次の一条を加える。

(第三章の行為による被害の届出)

第三十三条の二 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、

市町村に提出しなければならない。

一 届出に係る事実

二 第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

三 被害の状況

第六十五条の三中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地域密着型通所介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ おむつ代

ハ その他地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要

となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービス

事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

第八節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス

の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を

次のように改正する。

第九十四条第一号中「（以下同じ。）であつて」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地

域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。

以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護

事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて」に、「（以下同じ。）を

「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着

型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を「提供」に改め、同条第二号中「（以下同じ）

の食堂を」と「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項

に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」とい

う。）に改め、第九十五条第二項第一号の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二

条第二項第一号を加え、指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介

護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第九十四条の二中「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十

八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着

型サービス基準」に改める。

第九十四条第一号中「（以下同じ。）であつて」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地

域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。

以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護

事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて」に、「（以下同じ。）を

「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着

（施行期日）

第一条 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等

に関する法律（以下「整備法」という。）附則第一条第六号に掲げる施行の日（平成二十八年四月一

日）から施行する。

（経過措置）

第二条 整備法附則第二十条第一項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第一条第六号

に掲げる規定の施行の日（前日）までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この省令

の施行の日から指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模

多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成三十年三月三十一日までの間、指定

地域密着型サービス基準第六十七條第一項に規定する宿泊室を設けないことができる。

第三条 整備法附則第二十条第一項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第一条第六号

に掲げる規定の施行の日（前日）までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この省令

の施行の日から指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第七項に規定するサテライト型指

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成三十年三月三十一

日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第一項に規定する宿泊室を設けない

ことができる。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

附則第五項第一項の表第九十七條第一項第三号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」

を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基

準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者

等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護等」に改め、

同表第九十七條第八項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介

護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第七項まで」を「第六項まで又は指定地域密着型サ

ビス基準第二十条第一項から第七項まで」に改め、同表第九十九條第五項の項中「指定通所介護事

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正)
第三條 次に掲げる省令の規定中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十二條第一項第一号

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第一條の二第三項

三 指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第七條第三項

四 介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第八條第三項

五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第九條第三項

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）
第四條 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項及び第五項中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

第五十六條第十二項中「指定地域密着型サービス基準」という。の下に「第二十二條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）
第五條 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十條第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「指定地域密着型サービス事業者（法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同條第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」の下に「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同條第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五條による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）
第六條 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五條による改正前の指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同條第八項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第七項まで」を「第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十條第一項から第七項まで」に改める。

第九十九條第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、第九十五條第一項から第三項まで「の下に」又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで「を加える。」
第一百二十二條第七項中「第六項」を「第五項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）
第七條 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）附則第三條において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第八條第十九項」を「第八條第二十項」に改め、同條第二項中「第八條第二十四項」を「第八條第二十五項」に改める。

第三十九條中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。
指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第五十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を開く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第三十九條に次の一項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の方に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十條第二項に次の一号を加える。

六 前条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第六十一條を次のように改める。

第六十一條 削除

第六十三條第二項第八号中「第六十一條第二項」を「次条において準用する第三十九條第二項」に改める。

第六十四條中「及び第三十八條」を「から第三十九條まで」に、「読み替える」を「第三十九條第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第八十四條第二項第七号中「第六十一條第二項」を「第三十九條第二項」に改める。

第八十五條中「第三十八條」の下に「第三十九條」を加え、「第五十八條の二、第六十條及び第六十一條」を「第五十八條の二及び第六十條」に改め、「第三十二條中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護従業者」と、「第二十九條第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」とを加え、「と、第六十一條第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

第六十條及び第六十一條

第六十條及び第六十一條

第六十條及び第六十一條

第六十條及び第六十一條

第六十條及び第六十一條

第六十條及び第六十一條

参考

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中
 第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
 第二十一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十二条の二・第百五十二条の三)
 第二十二款 人員に関する基準(第百五十二条の四・第百五十二条の五)
 第二十三款 設備に関する基準(第百五十二条の六・第百五十二条の七)
 第二十四款 運営に関する基準(第百五十二条の八・第百五十二条の九)

を「第五節 削除」に改める。

第一条第五号中「第百五十二条の四、第百五十二条の五」を削り、同条第六号中「第百五十二条の七第一項(専用の部屋に係る部分に限る。及び第二項)」を削り、同条第七号中「第百五十二条の九及び「第百五十二条の九において準用する場合を含む」、第百五十二条の八第一項」を削り、同条第八号中「第百五十二条の六及び」を削る。

第八十条第五号中「第八十二条第三項」を「第八十二条第四項」に改める。

第九十三条第一項第三号中(次項において「提供単位時間数」という。)を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項を、前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第九十五条第二項第一号イ中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第五節 削除

第五節 削除

第百五条の二から第百五条の十九まで 削除
 第百六条第一項第三号中(次項において「提供単位時間数」という。)を削り、「以下この条」の下に「及び第百八条」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百八条第二項第一号イ中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第百四十条の二十六中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第百九十二条の十第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(抜 料)

○厚生労働省令第十四号
 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久